



山形県公報

平成22年9月7日(火)
第2175号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……963
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出……………(同) ……同
- 非農用地区域に換地する土地の指定……………(置賜総合支庁西置賜農村整備課) ……964
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……965

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 平成22年度後期技能検定の実施……………(雇用対策課) ……966
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(保健薬務課) ……971
- 平成22年度砂利採取業務主任者試験の実施……………(産業政策課) ……同

告 示

山形県告示第746号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 野 紀 男	尾花沢市新町二丁目6番57号

山形県告示第747号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成22年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
西 川 町	岩 根 沢	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	平成22年8月10日

山形県告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営豊里地区土地改良事業において樹立する換地計画に関し、これを従前の土地とする換地を非農用地区域内に定めるべき土地として次のとおり指定した。

平成22年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

従前の土地の表示

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積
長 井 市	時 庭	東 滑 志	240-4	田	田	1,052平方メートルのうち 351平方メートル
同	同	仲 島	2852	同	同	1,658平方メートルのうち 351平方メートル
同	同	上 水 口	668-1	同	同	3,796平方メートルのうち 350平方メートル
同	同	同	669-2	同	同	3,373平方メートルのうち 351平方メートル
同	同	同	2190-3	同	同	2,511平方メートルのうち 350平方メートル
同	同	西 仲 島	2874	同	同	1,904平方メートルのうち 350平方メートル

山形県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年9月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成22年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市旅籠町三丁目369番8から
同 374番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年9月8日

山形県告示第750号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成22年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第120号
- 2 指定の場所 寒河江市大字高屋字西浦490番1の一部
寒河江市大字高屋字西浦491番10
寒河江市大字高屋字西浦491番9
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル
延長88.32メートル
- 4 指定年月日 平成22年8月30日

山形県告示第751号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成22年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売 り さ ば き 所 の 所 在 地		承 認 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社マツキ 代表取締役 松木 紀昌	村山市大字本飯田118番地	同 左	平成22. 8. 31
	長井市緑町7番45号	同 左	
	西置賜郡白鷹町大字鮎貝2198番地	同 左	
	山形市漆山字北志田3385番地1	同 左	
	山形市小白川町字川原1242番地5	同 左	
	南陽市宮内287番地10	同 左	
	山形市大字十文字字葦窪北347番地1	同 左	
		村山市大字櫛山字金谷原3073番地	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成22年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成22年8月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人市民後見プロジェクトやまがた
 - (2) 代表者の氏名
齋藤 真由美
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市城西三丁目4番4号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象とし、相互扶助の精神の下、高齢者および障がい者の権利擁護に関する事業をとおして、高齢化社会、障がい者を取り巻く環境等の諸問題への理解を深め、弱者が安全かつ安心に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成22年度後期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成22年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 特級

検 定 職 種
鑄 造
金 属 熱 処 理
機 械 加 工
放 電 加 工
金 型 製 作
金 属 プ レ ス 加 工
工 場 板 金
め つ き
仕 上 げ
機 械 検 査
ダ イ カ ス ト
機 械 保 全
電 子 機 器 組 立 て
電 気 機 器 組 立 て
半 導 体 製 品 製 造
プ リ ン ト 配 線 板 製 造
自 動 販 売 機 調 整
光 学 機 器 製 造
内 燃 機 関 組 立 て
空 気 圧 装 置 組 立 て

油 圧 装 置 調 整
建 設 機 械 整 備
婦 人 子 供 服 製 造
紳 士 服 製 造
プ ラ ス チ ッ ク 成 形
パ ン 製 造

(2) 1級及び2級

検 定 職 種	検 定 作 業
さ く 井	ロータリー式さく井工事作業
金 型 製 作	プラスチック成形用金型製作作業
工 場 板 金	機 械 板 金 作 業
	数値制御タレットパンチプレス板金作業
機 械 検 査	機 械 検 査 作 業
機 械 保 全	機 械 系 保 全 作 業
	電 気 系 保 全 作 業
	設 備 診 断 作 業
電 気 機 器 組 立 て	シ ー ケ ン ス 制 御 作 業
半 導 体 製 品 製 造	集 積 回 路 チ ッ プ 製 造 作 業
	集 積 回 路 組 立 て 作 業
プ リ ン ト 配 線 板 製 造	プ リ ン ト 配 線 板 設 計 作 業
	プ リ ン ト 配 線 板 製 造 作 業
自 動 販 売 機 調 整	自 動 販 売 機 調 整 作 業
光 学 機 器 製 造	光 学 機 器 組 立 て 作 業
空 気 圧 装 置 組 立 て	空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業

油 圧 装 置 調 整	油 圧 装 置 調 整 作 業
農 業 機 械 整 備	農 業 機 械 整 備 作 業
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業
婦 人 子 供 服 製 造	婦 人 子 供 既 製 服 縫 製 作 業
和 裁	和 服 製 作 作 業
機 械 木 工	数 値 制 御 ル ー タ 作 業
製 版	D T P 作 業
石 材 施 工	石 材 加 工 作 業
建 築 大 工	大 工 工 事 作 業
か わ ら ぶ き	か わ ら ぶ き 作 業
配 管	建 築 配 管 作 業
<small>ちゅう</small> 厨 房 設 備 施 工	<small>ちゅう</small> 厨 房 設 備 施 工 作 業
型 枠 施 工	型 枠 工 事 作 業
鉄 筋 施 工	鉄 筋 施 工 図 作 成 作 業
	鉄 筋 組 立 て 作 業
コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	コ ン ク リ ー ト 圧 送 工 事 作 業
防 水 施 工	ア ス フ ァ ル ト 防 水 工 事 作 業
	合 成 ゴ ム 系 シ ー ト 防 水 工 事 作 業
	塩 化 ビ ニ ル 系 シ ー ト 防 水 工 事 作 業
	改 質 ア ス フ ァ ル ト シ ー ト ト ー チ 工 法 防 水 工 事 作 業
カ ー テ ン ウ ォ ー ル 施 工	金 属 製 カ ー テ ン ウ ォ ー ル 工 事 作 業
ガ ラ ス 施 工	ガ ラ ス 工 事 作 業
テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン	テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン C A D 作 業
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	機 械 製 図 手 書 き 作 業

	機 械 製 図 C A D 作 業
電 気 製 図	配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業
金 属 材 料 試 験	組 織 試 験 作 業
塗 装	鋼 橋 塗 装 作 業
舞 台 機 構 調 整	音 響 機 構 調 整 作 業

(3) 3級

検 定 職 種	検 定 作 業
機 械 検 査	機 械 検 査 作 業
電 気 機 器 組 立 て	シ ー ケ ン ス 制 御 作 業
和 裁	和 服 製 作 作 業
プ ラ ス チ ッ ク 成 形	射 出 成 形 作 業
建 築 大 工	大 工 工 事 作 業
配 管	建 築 配 管 作 業
テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン	テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン C A D 作 業
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	機 械 製 図 手 書 き 作 業
電 気 製 図	配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業

(4) 単一等級

検 定 職 種	検 定 作 業
電 子 回 路 接 続	電 子 回 路 接 続 作 業
樹 脂 接 着 剤 注 入 施 工	樹 脂 接 着 剤 注 入 工 事 作 業
バ ル コ ニ ー 施 工	金 属 製 バ ル コ ニ ー 工 事 作 業

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	平成22年11月29日（月）から平成23年2月20日（日）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が指定する場所
学 科 試 験	平成23年1月23日（日） 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験 3級 機械検査、電気機器組立て、配管	
	平成23年1月30日（日） 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造 1級及び2級 さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、機械木工、石材施工、厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 3級 機械・プラント製図 単一等級 バルコニー施工	
	平成23年2月2日（水） 1級及び2級 舞台機構調整	
	平成23年2月6日（日） 1級及び2級 機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、和裁、製版、建築大工、かわらぶき、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装 3級 和裁、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図 単一等級 電子回路接続、樹脂接着剤注入施工	

4 受検手続

技能検定受検申請書を平成22年9月27日（月）から同年10月8日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課（電話023(630)2389）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
オセルタミビルリン酸塩製剤75mg 384,600カプセル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県健康福祉部保健薬務課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2332
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成22年8月3日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 76,041,189円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成22年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成22年9月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成22年11月12日（金） 午前10時から正午まで
 - (2) 場 所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号
- 2 受験手続
受験願書を平成22年10月4日（月）から平成22年10月15日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号 商工観光部産業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、10月15日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。
- 3 その他
詳細については、商工観光部産業政策課鉦政担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

平成22年9月7日印刷
平成22年9月7日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056